

# 門型標識個別施設計画

令和7年4月

八王子市

## <目 次>

### 第1章 はじめに

1-1 背景	・・・・・・・・・・	P1
1-2 メンテナンスサイクルの基本的な考え方	・・・・・・・・・・	P2
1-3 門型標識の現状	・・・・・・・・・・	P3

### 第2章 本編

2-1 対象施設	・・・・・・・・・・	P4
2-2 計画期間	・・・・・・・・・・	P4
2-3 施設の状況	・・・・・・・・・・	P5
2-4 対策内容	・・・・・・・・・・	P6
2-5 今後の取組	・・・・・・・・・・	P6
2-6 対策費用	・・・・・・・・・・	P6
2-7 新技術等の活用方針	・・・・・・・・・・	P6

別紙	門型標識点検計画	
----	----------	--

# 第1章.はじめに

## 1-1.背景

平成 25 年 11 月に公共施設の長寿命化を図るために、国から「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においても、インフラの維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定が求められています。

本市では、この計画に基づき、令和 7 年 4 月に「八王子市門型標識個別施設計画」を策定しました。

本計画は、市が管理する門型標識の維持管理・更新について、点検・診断の結果を踏まえた対応方針を定める個別施設計画として位置付けます。

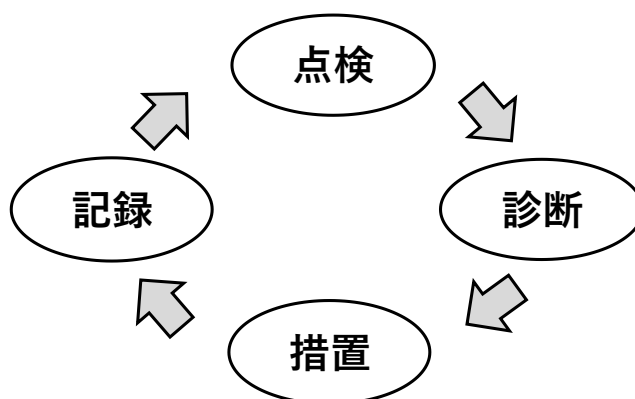
## 1-2.メンテナンスサイクルの基本的な考え方

効率的・効果的な老朽化対策を進めるために、点検・診断・措置・記録を繰り返すメンテナンスサイクルを構築します。

「門型標識等定期点検要領（平成 31 年 2 月国土交通省 道路局）」に基づき、5 年に 1 回の頻度で、近接目視による点検を実施し、健全性を 4 段階で診断して構造物の状態を把握します。

その後、点検・診断結果に基づき必要な措置を適切な時期に効率的・効果的に講じ、点検結果と共に記録してメンテナンスサイクルを回すことで一般交通の安全を確保します。

図1 メンテナンスサイクルのイメージ



施設毎の健全性判定区分

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

### 1-3.門型標識の現状

(1) 市内の施設数

八王子市では、令和7年4月現在、2基の門型標識を管理しています。

(2) 施設の年齢構成

市で管理する門型標識2基は建設後50年を超過していませんが、高齢化は進行していくため、適正な管理が必要です。

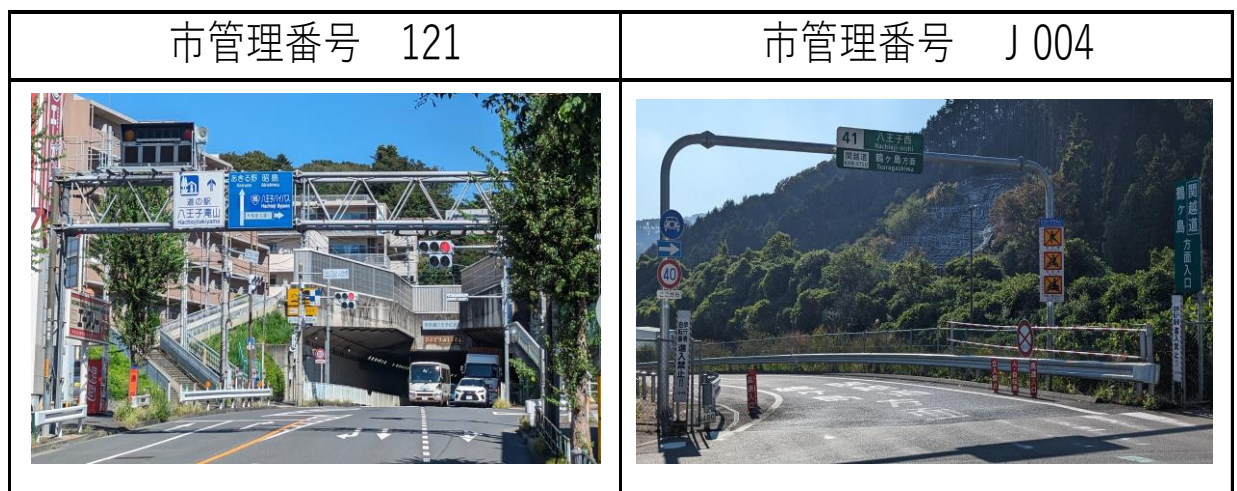
表1

No	市管理番号	路線名	所在地	設置年
1	121	市道幹線1級16号線	八王子市大和田町七丁目20番地先	平成13年 (2001年)
2	J004	市道川口339号線	八王子市美山町1149番地5先	平成28年 (2016年)

## 第2章.本編

### 2-1 対象施設

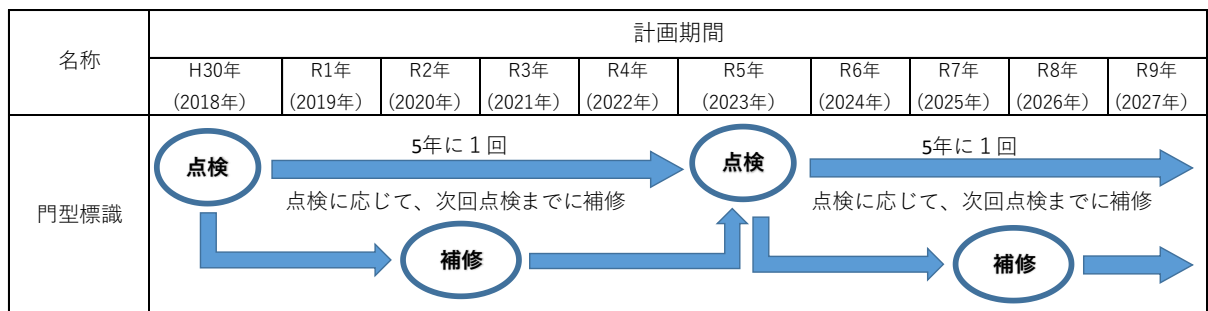
施設名 (管理番号)	路線名	所在地	設置年月	道路幅員 (m)
門型標識(121)	市道幹線1級16号線	八王子市大和田町七丁目20番地先	平成13年 (2001年) 3月	18.0
門型標識 ( J 004)	市道川口339号線	八王子市美山町1149番地5先	平成28年 (2016年) 12月	7.4



### 2-2 計画期間

本計画の計画期間は、2018年度から2028年度までの10年間とします。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新します。

点検・修繕計画イメージ



## 2-3 施設の状況

点検年度及びその健全性の判定区分を示します。

施設名 (管理番号)	設置年	直近の点検	
		実施年度	判定
門型標識(121)	平成13年(2001年)3月	令和5年度(2023年)	I
門型標識(J004)	平成28年(2016年)12月	令和5年度(2023年)	I



## 2-4 対策内容

令和7年4月現在で対象施設は、管理番号121が設置後24年、J004が9年経過します。設置後50年を超えるにはまだ期間があるものの、部材の腐食など予想外に老朽化が進むこともあります。定期点検における健全性は、区分Iが2基であり、引き続き監視を行います。

## 2-5 今後の取組

5年に1回の頻度で全施設の近接目視点検を実施し、健全性を定期的を確認します。対策の実施時期は定期点検後5年以内とし、対策の優先順位は健全性だけではなく、路線の重要度や第三者への影響度等から総合的に判断します。

## 2-6 対策費用

個々の門型標識の健全性を考慮した必要な対策を適切な時期に実施することによりコストの縮減や予算の平準化を図ります。

## 2-7 新技術等の活用方針

点検または措置の手法を決定する際には、新技術等の活用について検討を行い、効率的、効果的な補修、補強、点検手法を実施し、コスト縮減を図ります。

点検及び修繕を検討する際に国土交通省の新技術情報システム（NETIS）などに該当する手法や技術があるか調査したうえで決定します。

別紙

門型標識点検計画

管理番号	路線名	設置年	経過年数	道路幅員 (m)	点検実施年度	判定区分	点検・修繕計画										損傷内容
							R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
121	市道幹線1級16号線	2001	23	18	2023	I				点検					点検		
J004	市道川口339号線	2016	8	7.4	2023	I				点検					点検		